農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び 中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会 合同会合(第5回)議事録

1. 日時:平成17年2月21日(月)13:00~15:08

2. 場所:農林水産省第二特別会議室

3. 出席委員(敬称略)

安藤正典、石井康雄、伊東祐孝、井上達、上路雅子、岡田齊夫、金森房子、亀若誠、櫻井治彦、須藤隆一、中杉修身、廣瀬雅雄、村田恵美子、本山直樹、森田昌敏、行本峰子、若林明子

4. 委員以外の出席者

農林水産省: 伊知地大臣官房参事官、細田農産安全管理課長、横田農薬対策室長、

田雑農薬対策室農薬指導班課長補佐

環境省: 早川農薬環境管理室長、更田農薬環境管理室長補佐

5. 議題

(1) 特定防除資材(特定農薬)の指定に係る今後の進め方等について

[1]特定防除資材の指定が保留されている資材(液状活性炭等)の取り扱いについて [2]複数の原材料からなる混合物の取扱いについて

(2) その他

6. 配布資料

- 資料1 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合名簿
- 資料 2 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農 薬部会農薬専門委員会合同会合(第4回)(議事概要)
- 資料3 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会第4回合同会合議事録(案)
- 資料4 特定防除資材の指定が保留されている資材(液状活性炭等)の取扱いについて(案)

資料 5 複数の原材料からなる混合物の取扱いについて(修正案) 参考資料 特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案) に関する意見・情報の募集について

7. 議事

午後1時00分 開会

【横田農薬対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから農業資材 審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農 薬専門委員会の第5合同会合を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき厚く御礼を申 し上げます。

本日、事務局を務めます農林水産省農薬対策室長の横田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座ってご説明させていただきます。

まず、最初に委員の出欠の状況でございます。本日の委員につきましては、 北原委員、国見委員、米谷委員、眞柄委員、牧野委員、山本委員、6名の委 員からのご欠席との連絡を承っております。後は、安藤委員と亀若委員には 多少遅れるということで、後ほど参加いただける予定でございます。

それでは、最初に農林水産省の参事官の伊地知の方からごあいさつ申し上げたいと思います。

【伊地知参事官】農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会の第5回合同会合の開会におきまして、両省を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日ごろより農薬行政の推進につきまして、ご支援ご協力をいただいておりますことを、また本日は大変お忙しい中、本会合にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ご承知のとおり、平成14年に無登録農薬問題が発生いたしまして、これを受けまして2度にわたり農薬取締法の改正を行ってまいりました。それから2年近く経過したところであります。この間農薬使用基準の策定と改定、農薬の個表示問題、マイナー農薬対策など、多くの課題につきまして農林水産省と環境省が連携をいたしまして、委員の皆様方のご意見を賜りつつ対処をしてまいったところであります。特定防除資材につきましても、数多くの評価保留資材につきまして 客観的に評価を進めていくため、この合同会合において審議をしていただいた特定防除資材の指定のための評価に関する指針を昨年3月に定めまして、この評価指針に従って情報収集等に努めてきているところで

あります。

また、具体的に作業を進める中で生じました課題につきましても、昨年 11 月に開催いたしました第4回合同会合におきまして、委員の皆様方にご審議をいた だいたところであります。本日の合同会合におきましては、複数の原材料からなる混合物の取り扱いに関する検討課題を中心に前回の合同会合で委員の皆様方か らいただいたご意見を踏まえ、事務局において再検討してまいりましたこれらの課題につきまして、ご審議をいただきたく存じます。ぜひ、委員の皆様方の忌憚 のないご意見をちょうだいいたしまして、適切に施策に反映をさせていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

【横田農薬対策室長】それでは、早速具体的な審議に入っていきたいと思いますが、その前に資料のご確認だけお願いしたいと思います。一番上に議事次第という1枚紙があるかと思います。その下に座席表、配置図がございます。それから、資料の1番から5番までございます。一番下に参考資料というのがございます。資料1、2、3、4、5及び参考資料となってございます。審議の途中でも構いませんので、不足している資料ですとか落丁等ございましたら事務局の方に言っていただければすぐ取りかえをいたしたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

本合同会合につきましては、環境省と農水省が交代で事務局を務めております。今回は我々農水省が事務局を担当しておりますので、農業資材審議会 農薬分科 会特定農薬小委員会の委員長をお願いしております本山委員に本 日の座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、本 山委員、本日の 議事進行をこれからお願いいたします。

【本山座長】本日はご多忙中のところ、合同会合にご出席いただきましてありがとうございます。まず、本日予定されている審議については、公開することにより特定な者に不等な利益、もしくは利益をもたらす恐れがある場合には当てはまらないと判断して公開とさせていただきます。

さて、議事に先立ち、第4回の農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会第4回合同会合の議事概要及び議事録についてでございますが、これらにつきましては、前回会合終了後、個別に皆様にご確認していただいているものでございます。資料2の議事概要につきましては既に公表済みでございまして、資料3の議事録については、この合同会合の場で確認いただいた上で特に問題がなければこのまま決定させていただきたいと考えております。ざっとこの場で目を通していただきますでしょうか。 非常に長いので、さっと目を通すのは大変でしょうけ

れども、既に委員の先生方はお 送りして訂正していただいたものを事務局の 方で修正してあると思いますので、問題はないと思いますが、よろしいでしょう か。それでは、特にご指摘がありま せんので、議事録についてもお認めいた だいたこととさせていただきます。事務局は公表等の手続を行っていただきた いと思います。

それでは、議題1の特定防除資材(特定農薬)の指定に係る今後の進め方等についての審議に入ります。議題1につきましては2項目に分かれるということです。

まず、[1]の議題である特定防除資材の指定が保留されている資材(液状活性炭等)の取り扱いについてに入ります。この液状活性炭については、昨年 11 月の合同会合において農薬に該当しない資材として取り扱うべきかどうかについて議論を行った結果、委員から再検討の余地があるのではないかといった意見が出されたため、事務局により再検討することとしておりました。では、資料4、特定防除資材の指定が保留されている資材(液状活性炭等)の取り扱いについて(案)の説明をお願いします。

【田雑課長補佐】農薬対策室で課長補佐をしております田雑でございます。それでは、資料4に添ってこの取り扱いの案について説明させていただきます。まず、液状活性炭についてどういうものかということでございますが、前回の資料では液状活性炭について非常に簡単な資料としてお付けしたところなんですが、この間の合同会合を受けましてその後液状活性炭はこちらの方でもいろいろと情報を収集したところです。この液状活性炭という資材は、活性炭とそれから水に溶ける性質のある可溶性デンプン、この2つを原材料としまして、可溶性デンプンの持つ水に分散させるという作用で、木からつくりました活性炭を細かな粉末にしたものを水中に微粒子状に分散させるような働きを持つ真っ黒な液体でございます。

使い方としましては、これを水を張った状態の水田に散布することによって、 水田の地表部に達する光を底まで達しないような形で遮断しまして、雑草の発 芽 や生育を抑える効果があるという目的で使用されるものです。使用方法に ついては、散布のほかに水の取り入れ口に流し込んだりして、水田に均一に 拡散させる ということでございます。

この資材を農薬として扱うかどうかということの検討につきましては、農薬取締法における農薬の定義というのがありますので、それに照らして検討する必要がございます。法律から農薬の定義を持ってきますと、「農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの多い防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は

抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤、その他の薬剤」というのが1つご ざいまして、これ は、いわゆる物としての農薬でございます。

それからもう1つは、「病害虫の防除のために利用される天敵」、これはいわゆる生物農薬といわれるものでございますが、この2つが定義されております。この薬剤というものについては、一般的に化学的作用を持つ物質を指す言葉として用いられております。参考までに下の方に薬剤に関する定義を広辞苑から引用しております。

この化学的作用というのは、ちょっと下の定義にある引用を見てみますと、 化学というのが諸物質の構造・性質並びにこれらの物質相互間の反応を研究 する自 然科学の一分野とありまして、化学的というのが、物質の組成・性質・変化に関するさまというように比較的広くとらえておりますが、こういった定義 から見ま すと、化学的作用というのが物質の化学反応に関するものに限定されて取られるものでないという理解になると考えられます。例えば洗剤などの 主成分である界 面活性剤というのは、液体に化学変化を起こさせるというも のではないですが、その表面張力を低下させる性質を有しておりまして、これ は剤というものがつい ていることでわかりますように、薬剤に該当するものではないかと思われます。

一方で農薬の作用の仕組みについて見てみますと、対象となる病害虫や雑草に薬剤が直接作用するもののほかに、使用された農作物に抵抗性が誘導されることで防除効果が期されるようなものもありますが、その作用の仕組みについて見てみますと、その多くは生体内の化学反応に作用することで、結果的に病害虫を防除するものが多いということになっておりますが、マシン油という農薬があります。また、界面活性剤を主成分とした農薬がありますが、これは害虫の気門をふさいで窒息死させるものですとか、また、殺菌剤としては病原菌の胞子を飛ばなくさせるなど、表面を覆ってしまうことで病気を抑えるような方法もあります。こういった作用の仕組みによるものを含めまして、現在農薬として使用させているものは、この薬剤の成形から見る化学的作用をもつ物質に該当されると考えられます。こういった農薬の定義については、このようなマシン油のような化学反応によらないものについても世界的に農薬の範疇に入れられているものでございます。

なお、病害虫や雑草の防除法について通常4つに分類されておりまして、1 つは化学的防除として、いわゆる農薬を使う、薬剤としての農薬を使う防除方 法が 化学的防除方法と言われております。それから、機械的・物理的防除と いうのがありまして、これは光や熱を使ったり、機械的に病害虫を取り除くよう なものが あります。機械的なものというものは、例えば障壁を設けて害虫を 防除したり、雑草を機械で取ったり、また、風などの力を利用して害虫を吹き 飛ばしたりというものはここに入ります。

それから、3番目に耕種的防除というものがありますが、これは輪作などによって病害虫が発生しにくい環境をつくるようなものがあります。それから、生物的防除というのがありますが、これは天敵などを用いて病害虫を防除する方法がありますが、これらの4種類の方法に分類されております。このうち、化学的に防除に用いられるような薬剤は農薬取締法の農薬に該当することになりますが、一方で機械的、物理的防除という手段に該当するようなマルチシートのようなもの、これは物理的作用で雑草を抑制したり、地温を上昇させるような目的を兼ねるものなんですが、こういったものですとか、被覆ネットのようなものは薬剤ではないということで、農薬に該当しないという扱いにしたところでございます。これについても、この合同会合で平成15年に検討いただいて、その方法については、平成16年に数字として示しているところでございます。

このような農薬の定義、薬剤の位置づけという定義のもとで、液状活性炭が どういう取り扱いになるかということでございますが、液状活性炭は雑草に対 して いわゆる何ら化学的作用を与えるものではございません。単に水田の水 を真っ黒にして光を遮断するということで雑草の発生を抑制するという効果を 期待するものですので、この先に述べた薬剤の概念には当てはまらないと考 えられます。仮に液状活性炭について防除効果が認められて、さらに薬剤に 該当するという利用 でこれを農薬として取り扱うという扱いにしたとしますと、 同様な作用の仕組みを持つ土や砂や泥などについては、同じように雑草に覆 いかぶせたり、また水田 水をかきまぜて濁らせることで光を遮断するような作 用があるわけなんですが、こういったものですとか、また前回 11 月の合同会 合で農薬に該当しないと判断 をいただきました米ぬかのようなもの。米ぬか については複合的な作用がありますが、この作用の1つとして微生物は米ぬ かを分解することで、水面の水が濁る という効果がありまして、これで光が遮 断されるということで、雑草を防除できるということがあるようですが、こういっ た資材についても農薬に該当する可能 性があるものとして、取り扱いを担う 必要が生じてきます。

しかし、このような資材は物理的資材防除と考えられまして、現状どおり薬剤に該当しないと扱うべきであると考えております。したがって、液状活性炭などの光を遮断することにより雑草防除する目的で使用される資材については、薬剤に該当しないことから農薬に該当しないものとして取り扱われることとしたいと 考えております。

ただし、この液状活性炭のような資材について、この取り扱いについては農薬取締法の検討対象外となるわけなんですが、こういった資材に化学的作用

を有す る除草剤を含有されることで、防除効果の向上を図る資材が出回る可能性がないとは言えません。実際にこれまでこの液状活性炭については全くございませんが、天然由来の資材ということで、化学的な成分を混ぜたものがあります。こういったものがあらわれた場合については農薬に該当するということで、農薬取締 法の対象として取り締まることになるかと思います。この資料4の説明については以上でございます。

- 【本山座長】 ありがとうございました。ただいまのご説明について各委員会から ご意見等をいただけたらと思います。
- 【森田委員】活性炭というものについては、多分こういう扱いが合理的なんだろうと思うんですが、1つだけ、ちょっと質問させていただきたいのは、ここで 使う剤というのが本当に活性炭でつくられているんでしょうか。というのは、要するにブラックカーボンみたいな、いわゆる「すす」ですね。すすを使って可溶 性デンプンと混ぜて、その方が多分遮光効果は強いんだろうと思うんですが、活性炭でないような黒いすすを使って製剤化されるというようなことは現状ではないんですか。
- 【田雑課長補佐】私どもが承知している限りでは、この液状活性炭というのは特許が取られておりまして、あるメーカーの1つの資材が実際にそういった形で出回っていると聞いております。それについては、当初から環境に配慮した資材ということで、環境に懸念があるような材料を含まないという形で商品開発がされておりまして、その活性炭は、水道の上水道の浄化に使われる品質の定かなものについて、微粉末にするというものを使われているということでございます。 すすを使った液状活性炭というものがあるという情報は承知しておりません。

【本山座長】ほかにいかがでしょうか。

【伊東委員】この製剤は水田の除草効果をねらった以外の何か使い方を、それ以外の用途を何か目的にして販売とかそういう扱いがされているのかどうか。 多分推定ですが、水田の除草とか以外にないようですと、もしこれを市販するようなときに水田の雑草の防除効果ということをうたわないと、何もその剤は価値がないと思われます。この液状活性炭というのは、例えば水田の水温が上昇する際に成長を促進するとか、そういうねらいが除草以外にあるのかどうか。除草だけだとすると、そういうことをうたわないで、自分で自家製ならやさしいんでしょうけど、市販するとなると、そこでどういうやり方で市販されるのか。 その辺の 扱いが、こういう剤は、ほかに用途があればその用途を表面に出してあれでしょうけれども、この除草効果以外には何か。なければ、それをうたわないと扱いが どうなんですかね。その辺のところのちょっと見解をお願いしたいと思います。

- 【田雑課長補佐】この液状活性炭という資材は、当初は冷害対策ということで、水温上昇効果があるのではないかということで開発されたと聞いております。その効果について調べる一方で、除草の効果もあるのではないかというような意見もありまして、それぞれの効果について調べていって、除草の効果の方が大きいという結果が得られて、今どちらかというと目的はそちらの方に重点を置いている次第だと聞いております。この地温上昇の効果については、プラスになる場合もありますが、逆に水田の地表面に光が届かないことで、逆に地温が上昇しないという場合もあるようで、必ずしも地温上昇だけに使われるものではなくて、場合によっては、水温は上がるかもしれませんが地温は下がる場合もあるということで、そういった目的にも用途としては考えられるし、使っていないわけでもないですが、主要な用途としては今考えられてはいないということでございます。
- 【本山座長】多分今の伊東委員のご質問は、これをこの会合で農薬ではないと 定義をしたときに、農薬取締法の扱いとしては、それにもかかわらず業者はこれ を除草効果をうたって販売してもいいのかどうかということにかかってくる んではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。
- 【田雑課長補佐】これは農薬ではないという判断をされた場合は、除草効果をうたって販売しても何ら問題がないということになります。
- 【若林委員】 現在段階ではそれほどたくさん使われないと思うんですけど、もし、これが大量に使われて、例えば降雨などのときに公共用水域にそのままの形で出るんでしょうか。使っている間に沈降して余り出ないような状態になるのでしょうか。 遮光だとするとね、沈降はしないと思うんですよ。 その辺についてはどんなお伺いですか。
- 【田雑課長補佐】これはこの資材の実際に使われた場合の資材はどういうふうになっていくかということについても、調べさせていただきましたが、この資材は、そのままにビーカーなどに入れておきますと、そのまま黒い色を保っている状況になるようなんですが、水田に実際に使いますと、水田にはいろいろ微生物がいるわけで、この資材は活性炭を可溶性デンプンの分散作用で分散

されているものなんですが、微生物の作用でその可溶性デンプンが分解されまして、数日から10日ぐらいでそれが分解されて、液状活性炭の部分が沈んでしまうということになるようです。ですから、実際に効果があるものは、水を黒くして効果を有するというのは液状活性炭を単独で使った場合、数日から10日ぐらいでもう水が澄み切ってしまって、あとは液状活性炭の成分はすべて天然物で分解されやすいものですから、分解されてしまうということでございます。逆に使うときには、水が入ったりすると効果はなくなりますので、雨が予想されるときには使わないように指導したりしているものですし、仮に水系に予想以上の雨が流れて水系に出てしまっても、同じように微生物分解効果で分解されて活性炭部分についても沈んで分解されるのではないかと思われます。

【本山座長】よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

この会合の心配することではないかもしれませんけれども、こういう活性炭を水田に使用したときに、肥料を吸着してしまうとか、農薬の粒剤のようなものを吸着して、そちらの方の効果を損なうということはないんでしょうか。何かそういう情報をお持ちですか。

- 【田雑課長補佐】そのような情報はちょっと持ちあわせておりませんが、この資材を使う人はほとんどが除草剤、化学性農薬の除草剤を使わないために、この資材を使っているということでございまして、化学性農薬と併用するということはほとんどないと思われます。肥料については当然あり得ると思いますが、その成分の吸着の問題というのは、ちょっと我々も情報は持ちあわせておりません。問題はないと思われますが。
- 【須藤委員】 すみません、一つだけ。今の水田の活性炭が水田の中に入ったときの濃度というのは、どれくらいになりますかね。大体の濃度は。普通は水処理 なんかで使う場合は、大体 50mg/リッターぐらいがタンクの中の濃度なんですけど、どのくらいになるんでしょうか。それによって今の吸着の問題や何やら というのは評価できると思います。
- 【田雑課長補佐】 通常の使用量がありまして、10 アールあたりその資材として 真っ黒な液体のあるうちの液体の資材自体を 10 キログラム投入するというこ とでございます。

【須藤委員】 はい、わかりました。後で計算してみます。

【本山座長】ほかにご意見ございませんでしょうか。 それでは、ご意見もないようですので、液状活性炭の取り扱いについての審議はこれで終わりにしたいと思います。

合同会合として資料4の案のとおりで了承することとしたいと思いますが、い かがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 【本山座長】ありがとうございました。 それでは、この場でこの取り扱いに関する方向づけがされたわけですが、今後の取り扱いについては事務局から発言がありますか。
- 【田雑課長補佐】11月の前回の合同会合で農薬に該当しない資材とされました 米ぬかなどの液状活性炭以外のものにつきましては、後ほどご紹介しますが、 せんだってパブリックコメントを実施して意見情報を募集したところでございま す。その回答についても参考資料として後ほど触れさせていただきますが、こ れについては次回、農業資材審議会農薬分科会を開催したときに報告しまし て、了承を得た上で、通知文書などの形で発出して周知していきたいと考えて おります。液状活性炭についてもこの場でお認めいただいたということで、同 様な手続で検討を実施していく予定でございますが、今の時点ではパブリック コメントにかけるべき案件がこの1点しかございませんので、今後ほかにパブ リックコメントを行う件が出てきた時点で、この扱いとあわせて手続も進めてい く予定としております。
- 【本山座長】では、続きまして、[2]の議題である複数の原材料からなる混合物の取り扱いについてに入りたいと思います。この議論についても昨年 11 月 の合同会合において一度議論したところですが、事務局により期限を踏まえ再検討することとしておりました。今回事務局により論点に再整理を行ったものについて議論したいと思います。資料5、複数の原材料からなる混合物の取り扱いについて(修正案)の説明をお願いします。
- 【田雑課長補佐】それでは、説明させていただきます。

資料5、複数の原材料からなる混合物の取り扱いについて(修正案)をごらんください。この検討課題に関してのこれまでの検討の経緯につきましては、前回の合同会合でめくっていただいて次のページにございます別紙1の資料で事務局から検討の論点ですとか整理の方向についてご説明しまして、この整理の方向の4案について検討いただきました。結論については、今回以降、

次回以降というのは、この場合以降に持ち越されたところでございます。

改めまして、前回のこの案について簡単に触れさせていただいた上で、今回 の修正案について議論いただければと思います。

3ページの別紙1の整理の方向の4案につきまして、ちょっと補足させていただきます。まず、1番目の案として混合物はいかなる場合も指定の対象としないということで、完全に特定防除資材として指定するものは、原材料ごとに単品で指定するということでございます。案2については、原則としては、混合物は指定の対象とはしないということですが、混合物として評価指針の要件を満たした上で、これは要するに混合物として効果も安全性も確認されたという条件になります。さらに構成する原材料それぞれについて、安全性まで確認されておりまして、一方で単独では薬効がない。安全だけれども薬効がないということまで確認されているという条件がありまして、さらに薬効がないものと薬効がないものを混ぜた場合に、初めて薬効が確認されるものについては、混合物であっても指定の対象としてよいという案でございます。

案の3につきましては、混合物があった場合に、原材料ごとの安全性も薬効もこれについては見なくてもいいと。混合物として効果と安全性が確認されたものについては、そのものとしては、指定していいのではないか。その場合にそのものというのは、原材料ごとに効果と安全性が確認されておりませんが、特定のものについては、原材料の構成比がAという原材料が何%、Bという原材料が何%というふうに規定されたものについては、特定防除資材の指定の対象としてよいというものでございます。

案の4については、案の3のちょっと偏見のような案なんですが、同じように 原材料ごとに安全性と効果を確認されていなくても、混合物として薬効と安全 性 が確認された、要件を満たしたものについては、特定防除資材に指定できるということなんですが、この際に原材料の構成比を規定しないで、AとBとC の混ぜ たものということで指定の対象とするという案でございます。

ページを戻っていただきまして、1ページ目のこの4案の扱いについてご説明します。前回の合同会合でこの4つの案についてそれぞれ多くの意見をいただきました。それらの意見を踏まえまして、4案の扱いについてもう一度整理しまして、以下のとおりにしてはどうかということで、整理させていただきました。まず案の1と案の4については、前回の合同会合でもおおむね適当でないという意見が出されまして、合意が得られたと考えておりますが、まず、案の1につきましては、複数の原材料を混合した場合に初めて薬効が生じる資材があり得ます。かつ、混合物であるということで特定防除資材の定義に該当しないとする積極的な理由はないという理由で、すべての混合物を検討の対象から除外するという案は適当でないと考えられます。混合した場合に初めて薬

効が生じる資材というの は、これについては具体的に確認されているわけではございませんが、理屈としては例えば油のような形をしているもので、水に溶けないと使えないとか、そう いったものなどについてはこういった場合はあり得ると考えられます。

それから、案の4につきましては、ある一定の混合割合のもとで、薬効と安全性を確認したものについて原材料の混合割合に何ら制限を設けずに指定の対象と するということでございますが、これについては、どのような混合割合でも安全性を確保できるというような根拠がないということで、適当ではないと考えられました。

それから次に、案の3についてご説明させていただきます。案の3というのは、原材料の混合割合が明確に規定されたものです。事実上製剤のようなものになるわけなんですが、このものについては、以下に挙げたような理由から特定防除資材としての指定を行わず登録を取るべき農薬とすることとしてはどうかと考えられます。まず1点目の理由ですが、特定防除資材は製造、販売使用の各段階における規制というのが、登録農薬に比べて格段に緩やかになっております。登録の必要がないということで、またそのほか使用基準などの規制もございません。また、容器包装へ表示をするような義務もありませんので、原材料の混合割合を規定したとしてもそれを制度的に担保することは困難であるという理由があります。

それからもう1つは、多くの混合物の場合は、原材料の混合割合を事後的に 検証することが不可能である。そのことから、定められた混合割合以外の類似 品を取り締まるのが困難ではないかと考えられます。

それから3番目ですが、異なる混合割合の物ごとに個別に指定を行っていくということになりますが、その場合、事実上製剤ごとに指定するという仕組みになりますので、製剤ごとに登録されている登録農薬との間に本質的な違いがなくなってくるという問題があります。

それから、混合割合を規定して実質的に製剤のような形で指定していくという場合には、この製剤の安全試験の結果、製剤を指定する際に得られる薬効とか安全性のデータについては、それを見ると有害性を示す結果が得られない場合があると考えられます。ただ、原材料の中に低濃度で有害な物質が明確に含まれていることがあり得ますが、特定防除資材の法律上の定義である原材料の中に原材料に照らしという定義があるわけなんですが、原材料の中に農作物と人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れのあるものが含まれている場合は、この特定防除資材の法律の定義に該当しないと考えられるという理由でございます。この案の3というのは、原材料ごとの安全性のデータが必要でないという条件がありますので、こういったことが起こって来るということ

でございます。

続いて、[3]の案の2についての検討の方向でございます。前回の合同会合では案の2が適当という意見ですとか、また案の2を基本に検討すべきという意見が多くの委員から出されましたが、この案については原材料ごとの安全性の確認は必要性が高いということですが、原材料ごとにわざわざ薬効がないことを確認する必要性は低いと考えられましたので、以下の修正案のとおり修正してこれを採用することとしてはどうかと考えます。この案の概要図、別紙の2のとおり整理しておりますので後ほどご紹介します。

この修正案につきましては、原則としては混合物は指定の対象とはしない。これはもとの案の意図と同じなんですが、すべての原材料についてその安全性がおのおの確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、この条件についても前回と同じなんですが、条件がここですべての条件になっておりまして、当該混合物を特定防除資材の対象とすることとする。その場合は原材料の混合割合は規定しないという考え方でございます。前回の考え方と違うのは、原材料の薬効の確認が不要だということでございます。

それから、混合物の案の1から3の取り扱いとは別なんですが、この間の資料を説明した際にいろいろご意見をいただいた複数の原材料からなる混合物に発酵などの加工を加えたものにつきまして、何点か意見をいただきました。この複数の原材料からなる混合物でも発酵等の加工工程を加えることで、原材料の有する性質が変わってしまっているものがございますが、これについては、前回の合同会合の委員の意見を踏まえまして、特定防除資材として指定すべきではなく、登録を取るべき農薬とすることとしてはどうかと考えております。

それから、指定のイメージにつきまして、別紙3のとおり整理しておりますので、後ほどご紹介します。今後の対応につきましては、この取り扱いについてこの合同会合で方向が出されましたら、農業資材審議会農薬分科会へ報告させていただきまして、今後、昨年策定しました評価指針を改正する際に評価指針の中にも位置づける方向で進めていきたいと考えております。

それで、この資料の中で案の2の修正案について4ページで概要をまとめておりますのでごらんになってください。この取り扱い案のイメージについて取り扱いがAとBの2つの場合でももちろんこれは考えられるんですが、ちょっと複雑な場合も考えられますので、A、B、Cの3つのものを原材料とする資材について検討する場合に必要となる要件がどういうものであるかということにポイントを置いて整理をしたものです。

この括弧について書いてあるものには、薬効や安全性が確認済みかどうか

といった要件に関する内容になります。ここにありますように原材料A、B、Cそれ ぞれ安全性は資料などで確認がされているという前提でございます。それで、薬効については確認されていても確認されていなくてもいいという条件にありますが、この場合でさらにAとBとCの混合物についての資料がありまして、安全性については一定の混合割合のもので確認されている。薬効についても一定の混合割合で確認されているという条件があるというものでございます。安全性の要件としては、混合した際に化学変化等が生じなくて、安全性の影響がないことが明らかなものについては確認不要としております。こういった条件を満たす場合については、A、B、Cの混合物について、これを混合物として指定するという方向の検討対象になるということでございます。

ですから、一番少ない条件としては、AもBもCもそれぞれ安全性については 確認されて、安全性の資料があって、薬効の資料がなくてもAとBとCのそれ ぞ れの原材料ごとの安全性の資料と混合物としての安全性、薬効の資料が あれば、指定の検討対象として持っていけるということでございます。この際、 混合の割 合につきましては、原材料ごとに安全性が確認されているので、指 定の際にはどう混ぜても安全ということで、混合割合を規定しないということで ございます。薬効につきましては、資料としては一定の混合割合で確認済み なわけですが、この薬効が確認されている混合割合ですとか、使用方法など の情報については、既 に重曹や食酢について農水省から何%で何に対して 効果があるといった情報を提供しておりますが、これと同様に行うこととしてお りまして、薬効が確認されて いる混合割合が情報提供をされた上で、それと 異なる混合割合の資材について薬効があるかどうかということについては、関 係者の自己責任とするということでございます。これは現在、食酢が特定防 除資材として指定されているわけなんですが、食酢について非常に薄いもの だったら薬効がないということは、容易に想 像できるものなんですが、非常に 濃度の低い食酢だったら特定防除資材に該当しないでそれを使ったら法律に 違反かということになりますと、そうではないとい う扱いをしているわけなので すが、それと同様な扱いにするということでございます。

この3つの原材料からなる場合のイメージはこうなんですが、さらにA、B、C からなる混合物が指定された後に、さらにDというものを混ぜた場合にそれが 指定できるかどうかということが考えられますが、その場合に必要な資料をイメージしたものがその下になります。このDというものは、安全性については確認 がされておりますが、薬効については確認されているか確認されていない かを問わないものです。この場合は原材料Dに関する安全性のデータとA、B、C、D の混合物に関する安全性と薬効のデータがあればA、B、C、Dの混合物として特定防除資材に指定できるということでございます。

このパターンに似たようなパターンとして、今度は安全性も薬効も確認されているものとして特定防除資材に指定されているものをA、B、Cの混合物に加えて、A、B、C、Eの混合物という資材があった場合、その扱いはどうなるかということなんですが、これついては特定防除資材に指定されたEと同じように指定されたA、B、Cの混合物同士の混用になりますので、改めて指定されるという手続は不要になりまして、かつこれらの資材の使用については、特定防除資材の使用に該当するということで取り扱うことができると考えております。

それから、別紙3を次のページにつけておりますが、これまで実際に特定防除資材として指定されたものは、重曹ですとか食酢など非常に特別な要件など要しないものになっておりますが、今後指定の検討が必要なものについては、植物の抽出物などについて今いろいろデータを収集して検討中でございます。それらの資材が指定される場合にどういった形になるかというものについて、まだ具体的なものがあるわけではないのですが、参考とする情報として食品添加物が指定される際に指定される表現としてどうなっているかといったものがありますので、それを参考にして作成をしております。まず、抽出物を単独で指定する場合の例として、ショウガ抽出